

共済組合受付印

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

組合員証記号番号	公立佐賀								
組合員氏名									
生年月日	昭和・平成	年	月	日					
所属所名									
申請の日の属する月の標準報酬月額									円 (ア・イ・ウ・エ)
(掛金の基礎となる標準報酬月額)									
適用対象者氏名									
生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日					
診療区分 (いずれかに、○をつけてください。)	入院 (令和 年 月 日～令和 年 月 日)								
	外来 (調剤も含む) (~)						指定訪問看護		
認定証の送付先	所属・自宅 (いずれかに、○をつけてください。)								
※ 証明期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日								
上記のとおり公立学校共済組合限度額適用認定証の交付を申請します。 公立学校共済組合佐賀支部長 様 令和 年 月 日 (〒 —) 組合員住所 氏名 Tel () —									
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 所属機関の長 職名 氏名 Tel () —									

注1 ※印欄は記入しないでください。

参 考

高額療養費について

病気などで病院等に長期入院などした場合には、医療費の窓口負担が高額となる場合があります。

その場合は、組合員が病院の窓口で一旦負担しておいて、後日(3か月後程度)一定の計算に基づき高額療養費や附加給付を共済組合から組合員に支払っています。

しかしながら、組合員の窓口負担が高額になることから、費用負担の軽減を図ることを目的として、高額療養費にかかる費用について病院等から共済組合等保険者に直接請求を行う制度ができました。(平成19年4月診療から)

これは、共済組合等保険者が発行した**限度額適用認定証**を病院等の窓口で提示することにより、組合員の窓口負担が軽減されることとなります。

しかしながら、次に掲げる所得区分によって、窓口負担が違いますので限度額適用認定証に負担区分を記載しています。(給料等がかわったら再交付を受ける必要があります。)

また、世帯合算・長期療養による高額療養費については、従来通りの支払方法です。

【高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の者)】

所得区分	自己負担限度額(12月以内の高額療養該当は3月目まで)	4月目以降
ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	57,600円	44,400円

【医療費の算定方式】入院し、総医療費 100万円 かった場合(所得区分:ウ)

《限度額適用認定証を利用しない場合の診療》

法定給付(7割)	窓口負担(3割) 30万円		
70万円	高額療養費	附加給付	自己負担
	212,570円	62,400円	25,030円

窓口負担30万円 その内274,970円が後日給付される。

高額療養費: $212,570 = 1,000,000 \times 0.3 - (80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\%)$

附加給付: $62,400 = 300,000 - 212,570 - 25,000$

《限度額適用認定証を利用する場合の診療》

法定給付(7割) + 高額療養費	窓口負担 87,430円	
912,570円(内高額療養費 212,570円)	附加給付	自己負担
	62,400円	25,030円

窓口負担 87,430円 その内 62,400円が後日給付される。